

令和7年第1回府中町議会定例会

会 議 録（第4号）

1. 開 会 年 月 日 令和7年3月10日（金）

2. 招 集 の 場 所 府中町議会議事堂

3. 開 議 年 月 日 令和7年3月18日（火）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 出席議員（18名）

議長	力 山	彰 君	副議長	齋 藤	昇 君
2 番	橋 井	肇 君	3 番	安 部	智恵美 君
4 番	森 本	将 文 君	5 番	松 本	真 明 君
6 番	梶 川	三樹夫 君	7 番	木 田	圭 司 君
8 番	三 宅	健 治 君	9 番	川 上	翔一郎 君
10 番	西 山	優 君	11 番	坂 田	栄 一 君
12 番	山 口	晃 司 君	14 番	宮 本	彰 君
15 番	田 中	伸 武 君	16 番	二 見	伸 吾 君
17 番	狩 野	雄 二 君	18 番	金 澤	映理子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 欠席議員（0名）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 付議事件

1 会議録署名議員の指名

2 一般質問

3 議員提出第1号議案 府中町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	寺 尾 光 司 君
副	町	長 齋 藤 哲 也 君
教	育	長 新 田 憲 章 君

総務企画部長	谷口充寿君
財務部長	胡子幸穂君
福祉保健部長	中本孝弘君
町民生活部長	屋敷学君
建設部長	磯亀智君
消防長	新宅和彦君
福祉保健部次長兼高齢介護課長	藤永美香君
総務課長	宮脇理恵君
福祉課長	箱田進一君
子育て支援課長	砂崎綾美君
健康推進課長	平岡直美君
都市整備課長	高橋幹君
維持管理課長	谷口洋二君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

８．職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 長 西 弘 子 君

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

９．議事の内容

（開議 午前 ９時３０分）

○議長（力山 彰君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は１８名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和７年第１回府中町議会定例会第４日目の会議を開きます。

議会タブレットの議事日程第４号をお開きください。

本日の議事日程でございますが、御覧の日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり、会議を進めることと決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（力山 彰君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、3番安部議員、4番森本議員を指名します。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

昨日に引き続き、厚生関係の質問を行います。

厚生関係第2項、福祉タクシー乗車券について、17番狩野議員の質問を行います。

17番狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 皆さんおはようございます。17番狩野でございます。よろしくお願いいたします。

一般質問、通告書に従い、福祉タクシー乗車券についての質問を行います。

現在、府中町では、交通弱者と言われる高齢者や障害者をはじめ、住民の皆様の移動支援として、町内循環バス、つばきバスや、デマンド型乗合タクシーうぐいす号が運行され、買物や通院、社会的交流等の外出機会の確保に努められています。

つばきバスは、路線バスを補完することを目的として運行され、うぐいす号は公共交通不便地域の住民の地域内外の移動手段確保を目的としております。

今回は、障害者の移動支援についての質問となります。

先ほどのつばきバスや、うぐいす号は、通常のタクシーとは違うため、目的地に直接行くこと、いわゆるドア・ツー・ドアという状況にはございません。障害のある方で、歩行が困難な方などは、交通機関としてはタクシーを使用する頻度も高くなると思います。広島県内では、当然、府中町も含まれますが、タクシー料金は障害者割引制度が実施されており、身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者の方は、メーター表示額の1割引きとなるというものです。

この制度とは別に、府中町では独自の障害者支援として、バス等の交通機関を利用することが困難な重度障害者等の外出を支援するため、福祉タクシー乗車券が交付されています。

交付の対象は身体障害者手帳及び療育手帳の交付を受けている方で、定められた等級に該当する方は、1枚570円のタクシー乗車券が年間48枚交付されます。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられている方で、定められた等級に該当する方は、1枚620円のタクシー乗車券が年間48枚交付されています。

それぞれ、利用範囲を超えない範囲で同時に複数枚が利用でき、乗車券の利用は府中町と契約しているタクシー事業者に限り利用可能となっています。

移動支援としての福祉タクシー乗車券は、該当者から申請が行われて、乗車券の交付が受けられるものであることから、対象となる方に広く行き渡り、有効に使われているのが非常に気になるころではあります。

そこで、現状の把握ということから、次の２点について質問を行います。

１、福祉タクシー乗車券の交付対象となる人数及び実際に交付を受けられた人数を伺います。

２、福祉タクシー乗車券の利用実績など、利用の状況を伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） おはようございます。福祉保健部長です。１７番加納議員の一般質問、福祉タクシー乗車券について答弁します。

福祉タクシー乗車券の交付は、議員の御質問にありましたとおり、重度障害者福祉タクシー利用助成事業として実施しており、外出困難またはバスなどの交通機関を利用することが困難な重度障害者などがタクシーを利用する場合、その料金の全部または一部を助成することにより、重度障害者などの地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としております。

対象者は、身体障害者手帳の交付を受けており、等級が１級の人、等級が２級の人のうち、視覚、下肢、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害などがある人です。療育手帳の交付を受けている人で、程度が丸Ａ及びＡの人。精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、等級が１級の人となります。

助成方法は、重度障害者福祉タクシー利用助成事業を行うことについて、あらかじめ本町と契約した事業者のタクシーに乗車したとき、当該タクシーの乗員が利用料金から助成金の額を控除することにより行うものとしております。

助成金の額は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は、乗車券１枚につき６２０円、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人は、乗車券１枚につき、５７０円です。

乗車券の交付枚数は１年につき４８枚を限度としています。ただし、年度の中で助成対象となった人の交付枚数は、基準日の属する月に応じた枚数を限度としております。

乗車券の有効期間は、交付を受けた日の属する年度の末日までとなっております。

御質問の１点目、福祉タクシー乗車券の交付対象となる人数及び実際に交付を受けられた人数についてですが、令和５年度実績では、福祉タクシー乗車券の交付対象者８０４人、交付実績は６１１人です。

令和６年度は１２月末現在で交付対象者７８２人、交付実績は５９４人となっております。

御質問の２点目、福祉タクシー乗車券の利用実績など利用の状況については、令和５年度の交付人数６１１人に対する交付枚数として、２万８，１６８枚で、そのうちの利用された枚数は１万６，１７３枚でしたので、利用率としては約５７％となります。

本事業の目的である重度障害者等の地域における自立生活及び社会参加を促すため、引き続き事業の周知を図ってまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ２回目の質問はございますか。

１７番狩野議員。

○１７番（狩野雄二君） 御答弁ありがとうございます。

福祉タクシー乗車券の使用率が約５７％ということでしたが、この値が利用率として高いのか低いのかの判断は難しいところであります。利用者の方が必要な枚数を使用してのその結果５７％であればよいのですが、何らかの理由で使われないことも考えられます。利用率の向上を目指す上でも、利用状況についての調査が必要ではないかと考えます。

それでは、２回目の質問に移ります。

まず要求資料を準備をしていただきましてありがとうございます。

２回目の質問は、この要求資料を基に質問を行ってまいります。

府中町の福祉タクシー乗車券の交付枚数に関する質問ですが、具体的には人工透析者に対する交付枚数についての質問となります。

まず人工透析とはなんですが、皆さん御承知とは思いますが、人工透析は機能が著しく低下した腎臓の代わりに、血液中の老廃物を体外で浄化する治療のことです。

人工透析を受けている方は１週間に３回通院し、１回につき約４時間の治療を受け

ることで、体力的に大きな負担を伴うとのこと。週に3回の通院方法は、病院が送迎を行うというケースもあるみたいですが、多くの場合、自ら運転して通院される方、御家族による送迎、バス、タクシーでの通院ということになります。

直接人工透析をされている方にお聞きしたところ、透析後は体がきついで、タクシーで帰りたいが経済的負担もあるので、結局家族に来てもらうとかをしているということでした。バスに乗った場合も、なかなか譲り合いの席に座るということも難しい状況もあるということから、どうしてもタクシーということを考えるんですが、やはり金銭的な問題がそこにはあるということをおっしゃっていました。

透析による御本人の身体的負担は当然のこと、さらには通院での経済的負担、さらには御家族への負担もかなり大きいものと認識をしております。

それでは、準備をしていただきました資料を見ながら質問させていただきます。

先ほど、府中町では年間48枚の福祉タクシー乗車券が交付されていると申しましたが、もう少し詳しく説明をさせていただきます。

この要求資料はですね、広島県23市町の各自治体における福祉タクシー乗車券の状況をまとめていただきました。まず表の左側の話をさせていただきます。

各自治体、府中町からずっと順番にこう書いてあるんですけど、まず府中町を見ますとですね、乗車券1枚当たりの金額が570円とあります。年間48枚ということで1年間の助成額は2万7,7360円となります。その下の広島市では500円で年間52枚、1年間で2万6,000円の助成額。同じ安芸郡の海田町では1枚640円で年間24枚、助成額が年間1万5,360円。同じ安芸郡の坂町では620円で24枚の交付で、助成額1万4,880円ですね。ちょっと下に飛びまして、庄原市では1枚300円の乗車券が年間72枚、1年間2万1,600円。大竹市では額が100円と小さいんですが年間180枚で、1万8,000円の助成額。廿日市市では1枚500円が年間36枚で助成額が1万8,000円。東広島市では1枚500円が年間60枚で、1年間3万円の助成額であります。安芸郡熊野町では、1枚500円が年間30枚、助成額1万5,000円。世良町では1枚100円が年間300枚で助成額3万円。最も多いのが、その下にある安芸高田市では、1枚500円券が年間96枚で、1年間で4万8,000円の助成額があります。あとは、乗車券を発行していない自治体、または違う方法で助成を行っているというものが記してあります。

ダラダラといろんな紹介したんですけど、ここだけを見るとですね、府中町は広島県内でも３番目に多い助成額となっているんですよ。安芸高田市が４万８，０００円、その次が東広島市、世羅町が１年間で３万円、その次が府中町が２万７，３６０円、でいえば広島県内でも上位の助成をされていると、多い助成額であるということで、この点は十分評価できるものと考えております。私がちょっと問題にしているのは、この表の右側についてです。

この右側はですね、人工透析者を受けている方への助成になります。右側のほうにある合計枚数というのをちょっと見ていただきたいんですけど、この合計枚数というのは、先ほど説明しました通常、身体障害者手帳を持っておられる方が受けられる交付枚数にさらに人工透析者、人工透析をされている方がさらに追加でもらえる枚数というのがあってですね、ほかの自治体では、その合計枚数というのが書かれています。これを見ますと、府中町はその追加枚数がないんですよ、人工透析者に対して。ですから、１年間通して同じ４８枚という数字になっています。助成額は２万７，３６０円。広島市ではですね、合計枚数１０４枚ですから倍になってるわけなんですよ、通常の障害者手帳を持っておられる方の倍の乗車券が発行されていると、金額５万２，０００円。その辺でちょっと順番に見ていきますと、紹介させていただきますと、海田町では合計枚数が４８枚で３万７２０円。坂町では年間７２枚で４万４，６４０円。庄原市では１年間３１２枚で９万３，６００円。大竹市では年間３００枚で３万円。廿日市市では１４４枚で７万２，０００円と、東広島市では追加という形ではなく、また人工透析を受けられている方に対して１６０枚、年間ですね、５００円券を交付されて、年間８万円の助成があると。あと、表の熊野町以下は特にその乗車券という形の助成ではなくて、実際にかかった費用に対して助成を行われているとか、あるいは全くしてないとかいうような表になっております。

この表を見て皆さん思われると思うんですけど、乗車券を発行されている自治体の中で、府中町だけが人工透析者に対して全く助成がされていないというのが分かるわけなんです。当然、自治体の広さ、公共交通機関の整備状況、病院の数、病院の場所などをそれぞれの地域での状況が違うため、単純に比較するのは難しいのかもしれませんが、とは申しまして、週に複数回、必ず通院しなければならない人工透析者の患者さんに対して、少しでもですね、経済的な負担を少なくすることが必要ではないかと考えております。

これらの背景を踏まえて、2点質問をいたします。

まず1つ目は、人工透析の治療を受けている患者数は、町内で何名おられるのでしょうか。

2つ目は、府中町における人工透析者への福祉タクシー乗車券の追加についての町としての考えを伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。17番狩野議員の2回目の御質問に答弁いたします。

御質問の1点目、府中町内で人工透析の治療を受けている患者数についてですが、令和6年3月31日時点で、97人の方が人工透析の治療を受けております。

御質問の2点目、府中町における人工透析者への福祉タクシー乗車券追加についてですが、議員の御指摘のとおり、人工透析治療を受けている方々は、週に複数回の通院が必要であり、通院に係る経済的な負担もあると認識しております。

議員から御説明いただきましたが、参考資料広島県各自治体の福祉タクシー乗車券の状況の人工透析治療を受けている人への助成の欄のとおり、広島市から竹原市では、福祉タクシー助成券の追加の交付、東広島市では、追加ではなく人工透析治療を受けている人の交付枚数の増、熊野町から北広島町では通院補助、通院助成が行われております。

本町の現行の福祉タクシー助成では、透析を必要とする腎疾患により、身体障害者手帳の交付を受けている場合、障害等級が1級に該当される方へは助成の対象となります。しかし、通院の頻度を踏まえ、既存の制度とは別に、治療を受けている方を対象とした助成の在り方を検討することも重要と考えております。

本町におきましても、他自治体の実施状況を参考にしながら、財政面を含めた課題についても十分に精査し、適正な医療受診の確保という観点から、人工透析治療を受けている方に対する福祉タクシー助成の追加交付について検討を進めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。



17番狩野議員。

○17番（狩野雄二君） 御答弁ありがとうございました。

3回目は、ちょっと私の要望としての発言とさせていただきます。

人工透析者に対する福祉タクシー乗車券の追加交付の検討を進めていただくとの答弁がただいまありました。対象人数が97人とのことで答弁にもございましたが、財源の問題も出てまいります、人工透析者の通院に対する経済的な負担が少しでも軽くなるような、施策の実施に向けて、ぜひとも前向きな検討をお願いいたします。

また、最初の質問のところで申しましたが、福祉タクシー乗車券の使用率が約57%であり、問題なく十分使用され、全部が使い切れなかったのであれば問題はないのですが、逆に使いにくいいため全部を使わなかった可能性もございます。

私が課題と捉えているのは、2つあります。一つは、府中町と契約しているタクシー事業者に限られての利用であるということです。ただ、以前と比べると利用できるタクシーは多くなっているとお聞きしておりますが、さらなる利便性の向上をお願いいたします。

もう一つは、乗車券が料金を超えない範囲で複数枚が使えることになっているという事態はよいのですが、常に不足金の支払いが発生するということです。

例えば、タクシー料金が1,500円の場合、乗車券が2枚、1,140円分しか使えないんですよね。その差額の360円を支払う必要が出てきます。この570円券を1枚という形ではなく、100円券を5枚と70円券を1組としてそれに置き換えて、細かな金額で支払いができるようにしたら、不足金の支払い額は少なく、使用するたびに経済的な負担も少なくなり、さらに利用しやすくなるのではないかと考えております。

実際に使われている方に対しまして、アンケートなどを実施していただき、課題があれば改善をして、より使いやすい助成方法にする必要があると思います。福祉タクシー乗車券が、よりよい助成制度となることを期待しまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第2項、福祉タクシー乗車券について、17番狩野議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第3項、小児慢性特定疾病に伴う県外受診者への交通費助成について、18番金澤議員の質問を行います。

18番金澤議員。

○18番（金澤映理子君） おはようございます。18番金澤です。小児慢性特定疾病に伴う県外受診者への交通費助成について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、小児慢性特定疾病とは悪性新生物や慢性心疾患、糖尿病などの慢性的な疾患で、1から16に分類されており、18歳未満の児童にかかるものとされています。

現在、小児慢性特定疾病にかかっているお子さんについて、医療費の負担軽減をするために、自己負担分の一部を助成する小児慢性特定疾病医療費助成制度があります。また、自治体によっては、この小児慢性特定疾病医療費助成の対象となっているお子さんが、県外の医療機関で専門的な治療や検査を受けるために、交通費の一部を助成する制度があります。近隣市町では、広島市、海田町で助成されています。

小児慢性特定疾病医療費助成の対象疾患の中には、神経筋疾患のお子さんが障害者手帳を交付され、等級により交通費の割引が受けられる場合もありますが、ほかの病気の場合、ほとんどの方が交通費は自己負担しなければいけないと思います。

今回、府中町在住で、小児慢性特定疾病のお子さんがおられる保護者の方から現状をお聞きし、制度について調べる中で、町内には令和6年3月時点で、小児慢性特定疾病医療費受給者が62人おられると知りました。実際に県内の病院では治療ができないために、大阪の病院で治療を受けられるお子さんがおられます。

病気のお子さんが最善の治療を受けられるよう、そして支える御家族の負担を少しでも減らせるように支援が必要であると思います。まずは現況と県外受診者への交通費助成について、町の見解をお聞きします。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。18番金澤議員の一般質問、小児慢性特定疾病に伴う県外受診者への交通費助成について答弁いたします。

国による小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成制度は、広島県が実施主体として実施しております。この制度は、小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費負担を軽減することを目的としたものであり、県全体の支援制度として運用されているところです。しかしながら、小児慢性特定疾病は長期にわたる治療を要する疾患が多く、県内の医療機関では対応が難しい高度な専門的治療を必要とする場合もあります。そのため、適切な治療を受けるために県外の指定された医療機関を受診せざるを得ない状況があることは認識しておりま

す。

御質問の交通費助成については、現在議員が御紹介された広島市、海田町のほか、廿日市市、三原市の県内では４市町で導入されており、小児慢性特定疾病により県外の指定医療機関で受診する場合、受診者及びその同伴者に通院のための交通費の一部を助成し、経済的負担を軽減するものです。

現在の医療を取り巻く環境として、診療科の細分化と医師の専門化が進み、県外の指定医療機関を受診する機会が増えていくことを踏まえ、適正な通院と医療受診を確保する観点から、小児慢性特定疾病による県外受診者への交通費に対する助成制度の必要性が今後高まっていくと思われます。

今後は、本町における対象者の実態把握を進めるとともに、他自治体の助成制度の運用状況を参考にしながら、寄り添った支援ができるよう取り組んでまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） ２回目の質問はございますか。

１８番金澤議員。

○１８番（金澤映理子君） 具体的に、前向きに取り組んでいただけるという御答弁ありがとうございます。

我が子の病気が治るなら、また少しでもよくなるならどこへでも行って治療を受けさせてあげたいと保護者の方はそういう思いでおられると思います。全体から見れば、対象となる方は少ないかもしれませんが、そういう方々に光を当てていくことが、福祉の充実と言えらると思っています。

最後に、他市町の運用状況について、広島市と海田町の比較になりますが、例えば小児慢性特定疾病のお子さんが小学生で、保護者と近畿地方へ公共交通機関で往復した場合の助成金額は、広島市は１万４，０００円、海田町は２万９，０００円と大きな差があります。また、治療のために年間何度も通院しなければいけないこともあると思いますので、助成の回数など細やかな内容で、府中町の制度はよりよいものとなるよう、そして、少しでも早く実現できるよう強く要望して、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第３項、小児慢性特定疾病に伴う県外受診者への交通費助成について、１８番金澤議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第４項、健康寿命延伸の取組について、８番三宅議員の質問を行

います。

８番三宅議員。

○８番（三宅健治君） おはようございます。８番三宅です。健康寿命の延伸の取組について質問させていただきます。

高齢化社会において、単に長生きすることが目的ではなく、健康で充実した生活を送ることができることが大切であるとの考え方により、健康寿命が注目されています。

健康で活動的な生活を続けることが、個人の満足感や幸福感を高めるだけでなく、高齢者が元気で活動的であれば、町内会活動やボランティア活動、孫の世話など多様な形で社会に貢献することで、社会全体の活力を維持することにつながります。また、健康寿命の延伸は、医療費、介護費の抑制と効率化にも大きな影響を及ぼし、個人の健康維持だけでなく、社会保障制度の持続可能性を高めるためにも重要です。

こうした背景から、健康寿命の延伸政策は重要と考えます。そこで、次の３点について質問いたします。

１、府中町における健康寿命に関する現状と評価について。

２、第２次府中町健康増進計画・食育推進計画における課題と、次期計画での位置づけ、また、新たに府中町健康づくり計画を策定するに至った経緯と今後のスケジュールについて。

３、次年度の健康寿命延伸に関する主な取組について。

よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。８番三宅議員の一般質問、健康寿命延伸の取組について答弁いたします。

まず１点目、府中町の健康寿命の現状についてですが、男性が８２．２１年、女性が８５．４４年となっており、これは国・県から比べて男性で約２年、女性で約１年上回った年数となっております。

健康寿命は、日常生活動作が自立している、自分で自立した生活が送れる平均の年数のことで、これまで町が取り組んできた健康増進・食育推進など健康に関する事業及び各種の健診事業に加え、高齢者に向けた介護予防事業の成果が表れているのではないかと評価しております。

2点目、第2次府中町健康増進計画・食育推進計画における課題としては、アンケートで、計画自体を知っている人が少なかった結果となっていたことから、次期計画では、SNSを用いて町民への周知を図り、睡眠、アルコール、喫煙など計画に関する理解が進むよう取り組みます。

町ではこれまで、第2次府中町健康増進計画・食育推進計画及び命を支える府中町自殺対策行動計画において、健康増進、食育推進、自殺対策の取組を進めてまいりました。令和6年度に両計画が終わりを迎えるに当たり、3つの計画は、栄養・食生活、睡眠・休養、心の健康など、共通関連した事項が多いことから、一体化した計画とし、健康づくりの総合的な指針とすることといたしました。

策定状況は、2月にパブリックコメントを実施しまして、策定委員会等の審議を経て、3月中に成案としてホームページ等で公表する予定です。

3点目、次年度の健康寿命延伸に関する主な取組については、町民の心身の健康増進と保健福祉の向上を図ることを目的としたプール活用健康づくり事業わくわくベビースイミングという親子を対象とした事業を実施しております。また、高齢者を対象としたプール活用事業も実施しております。こちらは介護予防を目的としたものとなっております。

成人を対象としたプール活用事業も実施しておりましたが、参加者数の減少により、令和4年度をもって事業を終了しております。成人を対象としたプール活用健康づくり事業を終了し、新たに開始しているのが、民間事業者のジム施設を活用した成人向け健康増進事業です。

町内に施設を有する民間事業者に事業を委託し、事業者の運動施設を活用するもので、利用者は3か月間運動施設を利用して運動に取り組むことができ、令和6年度は、申込日の当日に定員に達するなど好評な事業となっております。

また、事業に参加した人のうち77%が3か月間の事業を終了しても、そのまま継続して運動に取り組んでいらっしゃいます。このことから、事業効果は大きいと考え、令和7年度も同様に事業を継続する予定です。

また、早期発見、早期治療につながる健診事業では、がん検診、国保加入者及び後期高齢者医療制度加入者を対象に、これらの健診をセットで受診できる人間ドックを実施し、利便性向上による受診率の向上を図っていますが、定員を設定していることで、希望者全員が受診できない場合もあったと思われます。今後は人間ドックについ

て、定期的な健診受診の習慣確立と健康寿命の延伸を目的とし、定員ではなく希望者が確実に受診できる実施体制の構築に取り組んでいきたいと思っています。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 2 回目の質問はございますか。

8 番三宅議員。

○8 番（三宅健治君） 8 番三宅です。答弁ありがとうございました。

府中町の健康寿命の現状と評価を確認させていただきました。府中町の健康寿命を最初に聞いたとき、男性が82.21歳、女性が85.44歳ということですので高く高いと驚きました。これには健康寿命の算出方法が幾つかあり、府中町では、介護保険のデータなどを用いて、広島県が算出したものを用いており、ふだん私たちが新聞やその他の報道で目にしている健康寿命よりも10歳くらい高く出ると教えていただきました。また、府中町健康づくり計画策定に至る経緯についても理解いたしました。

府中町健康づくり計画は、100ページのかんりのボリュームがありますので、概要版を作成し、前期計画での課題であったSNSなどを活用した町民への周知を行っていただくようお願いいたします。

続いて、次年度の主な取組についてですが、健康寿命に資する取組に関しては、栄養、睡眠、喫煙など、非常に広範囲なため、今回は以前一般質問した健診事業と健康増進事業の主なものに絞り、事前にお伝えした上で質問をさせていただきました。

まずは、人間ドック費用助成についてです。

各種健診と比べ、検査項目が多く、希望によりオプション検査も追加可能な人間ドックは、病気の早期発見に効果的です。

令和4年度の定員は74歳以下の国保加入者の500名、後期高齢者医療制度加入者の140名、合計640名の定員でありましたが、その後は国保の定員500名を維持したまま、後期高齢者の定員を150名、200名、250名と拡充され、現在では合計750名の定員まで拡充していただいております。さらに今後は、希望者が確実に受診できる体制に取り組むと前向きな答弁をいただきました。本制度を知らない対象者への周知も併せてよろしくお願いいたします。

次に、民間事業者を活用した健康増進事業についてですが、民間プールを活用した事業では、令和4年度をもって成人を対象としたプール活用健康づくり事業を終了し、新たに民間事務施設を活用した成人向け増進事業を開始したとありました。

健康増進事業における民間活用では、例えば事務事業に参加した77%が、3か月終了後も継続しているなど、事業の効果検証を行い、利用状況などを見て、健康づくりに資するものであれば、今後も民間の力を有効活用することに賛成いたします。

ここで2回目の質問をさせていただきます。

1、町内施設としてくすのきプラザ内のトレーニングルーム、シルバー人材センターに委託運用しているシルバー筋力トレーニング教室がありますが、それぞれの事業の位置づけを教えてください。

2、民間ジムを活用するに至った経緯、事業者選定のプロセスを教えてください。

3、当該事業者との契約上、個人情報の扱いについて教えてください。

以上よろしく願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

健康推進課長。

○健康推進課長（平岡直美君） 健康推進課長です。8番三宅議員の第2質問について答弁いたします。

御質問3点ありましたが、1点目のくすのきプラザ内のトレーニングルームとシルバー人材センターに委託しているシルバー筋力トレーニング教室の事業としての位置づけについてお答えします。

くすのきプラザ内にあるトレーニングルームは、町民のスポーツ振興に資することを目的とした施設です。また、シルバー人材センターに委託し、シルバーワークプラザにて実施しているシルバー筋力トレーニング教室は、65歳以上の方を対象とした介護予防を目的とした事業です。

2点目の民間ジムの活用の経緯、事業者選定プロセスについて、本事業の目的は町民の心身の健康増進と保健福祉の向上を図ることであり、対象者は初回の参加日時点で18歳から64歳の者としており、成人向けの健康増進事業として位置づけております。この民間事業者の運動施設の活用については、トレーニングの開始と終了時に身体測定を行い、結果が見える形で提供できること、スタッフの指導等を受けることができ、初めて運動施設を利用する人も利用しやすいこと、働く世代が利用しやすいように、営業時間が長いこと等の条件を満たす運動施設を検討しました。

この条件を基に、町外施設の業者等についても検討しましたが、町民が通いやすい町内に運動施設を有していることから、現在の委託業者を選定いたしました。委託業

者においては、本委託事業のみならず、健康フェスタ等のイベント開催時でも体験ブースを出展するなど、町の健康事業全般に協力的な姿勢が見られ、委託事業においても、利用者に誠実な姿勢で対応をしています。

次に３点目、民間事業者との個人情報の取扱いについては、本委託事業を実施する際に知り得た個人情報の内容は、本事業の目的で使用する以外、ほかの目的で個人情報を使用したり、または漏えいしてはならないと契約書に明記しています。また、事業終了後においても、知り得た個人情報をその後の営業活動等に使用することができないことを契約で交わしていますので、町民の皆様安心して御利用いただきたいと思います。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） ３回目の質問ございますか。

８番三宅議員。

○８番（三宅健治君） ８番三宅です。答弁ありがとうございました。

事業者選定においては公正なプロセスを経て、現在の事業者が選定されたと理解いたしました。現在、働く世代を対象とした施策があまりない中で、その世代が利用しやすい環境を整えたことを評価したいと思います。また、個人情報の管理も適切に行われていることを確認させていただきました。

情報の管理に関しては、運動の前後で測定を行っていることから、ある程度の数が蓄積されれば、運動継続期間や運動効果などを解析し、事業検証も可能となります。その際は、利用者、民間事業者、府中町の三者間で、測定データの活用方法に関してルールを定めておく必要があることを付け加えさせていただきます。

町内施設くすのきプラザのトレーニングルーム、シルバーワークプラザのシルバー筋力トレーニング教室のそれぞれの事業の位置づけを理解いたしました。

事業としての位置づけは違いますが、運動、スポーツ、トレーニングが健康づくりに寄与することは同じです。ここに行政の健康寿命延伸に対する取組のヒントがあると考えます。

健康増進は健康推進課、スポーツ振興は社会教育課、介護予防は高齢介護課と、いわゆる縦割り行政の発想を超え、子どもから高齢者、未経験者から熟練者、発育からリハビリ、趣味から競技スポーツなど、多種多様なチャンネルで全庁的に取り組むことが、健康寿命の延伸につながるのではないかと考えます。



ナッジ理論を用いた運動の習慣化をまたの機会に一般質問させていただくことを予告いたしまして質問を終了いたします。どうもありがとうございました。

人でありますね。デイが行われているのは、町が建てたふれあい福祉センター、行政責任はじゃあどうなっとるんかと、社協に介入すべきではないのか、そもそもこの地域福祉の中で、こういう障害者、高齢者のデイサービスはどう位置づけられとるのか、質問するところでもありますけれども、その前にまずは一体何が起きているのか、一つ押さえておきたいと思います。

発端は1月の28、29日、デイに通っている高齢者と障害者、そして職員はその前の日だったらしいですけれども、突然の連絡が来たわけであります。

3月いっぱいデイサービスをやめますと。次の行き先を探してください。風呂のボイラーがめげそうです。使えなくなりそうです。修理代が数千万円かかりそう、出せん、直せん。そういう説明をデイのお迎えに来る車の職員が口頭でそれぞれの利用者の家族に説明したわけであります。

説明する職員自身もですね、いや私も無職になるんですとか言って、何か涙ながらに訴えとる人もおったという話はある利用者から聞きました。

1月末のその連絡で、3月末にもう終わりだということですから、たった2か月しかないわけですよ、突然、それまで何年も何十年も、何十年はいないか、でも10年以上通ってる人は大分いる。ほぼ毎日通ってる人は大分いる。そういう人らが急遽、次の行き場を探してねと言われるわけですよ。結構大混乱なわけです。

ケアマネが次の行き場を探したりして、でも人数が多いからあちこち、そこはどう、ここはお試しで行ったらどう、そういうのもやっとなということでもあります。

デイサービス事業が行われているふれあい福祉センターは、27年前の1998年4月の開館です。そのときからデイサービスは、あの5階建ての3階ほぼ全体を使ってですね、行われているメインの事業なんですよ。食堂があり、訓練室があり、風呂は2つ入る。一つは集団で入る風呂、もう一つは車椅子のまま、ざっと入浴できる特別な浴室、これ自慢の町の福祉施設なわけですね。これは当時のオープンのときの町の広報ですけれども、1998年3月号ふれあい福祉センター完成間近という特集してるんですね。これ以外にもね、この前後で結構この施設紹介してるんですけども、センターの各フロアの案内図まで、3階は当時の言い方ですけども、老人デイサービスセンター、この広報の4月号にはですね、写真特集までしてあってですね、皆さんがオープンしたりその部屋がどんな施設なのかと紹介してあるわけですね。そこにはこう書いてあるんですね。

住民の皆様の身近な福祉施設として大いに活用していただき、真に愛され親しまれるふれあい福祉センターとなるよう、努力する所存です。御支援をお願いします。

誰が御支援をお願いしますと言ってる主体なんかちょっと分かりにくいんですが、町の広報で特集してこういうキャプションがついてる。住民にとってみれば、町がつくって、町がみんな利用してねと呼びかけておる。そういうふうに取り受けるわけであり

ます。センター御存じのように、町の中心部にありますから送迎にも時間がかからない。お迎えの車、5分、10分で行って戻ってこれる。利用者の中にはすっかりなじんでですね、10年以上通ってる人もおるわけですがけれども、通う仲間で仲よくなってる人もおるし、家族にとってみれば近いからすごく安心だというわけですね。

障害によっては身体の障害、あるいは発達障害のようないろんな精神的な障害、知的障害もいらっしゃるわけですから、例えば、朝もたもたして、お迎えに間に合わないようなことがあっても、いいですよぐるっと回ってまたもう一回お迎えにきますよ。近いからそういう送迎もやっていた。割ときめ細かなサービスで定評があるわけであり

ます。家族は何よりさっき言ったように、町の関係のある公的な社協だから、もちろん潰れる、やめたり潰れたりすることはないだろう。すごい安心し切っていると、それが今回こういうことになるわけであり

ます。中にはですね、私、悪いことしてないのに何で追い出されるのと受け取る方もいらっしゃるわけであり

ますね。行政の不信につながるんじゃないかと、そういう懸念もあります。ただ、もちろん大半は弱い立場の人ですから、よそ行かないけんと言われてたら、仕方なく渋々今探して、ど

んどんどんどん今、よその施設紹介されて移りよること

です

ね、でも喜んで移ってる人は1人もいないと思われるわけであり

ます。

それから職員の雇用の問題から見ても、これも問題だろうと思うわけですね。正規の雇用を含め、ざっと20人の解雇、労基法の判例でいうと、いわゆる整理解雇とい

うことになるんですけども、厳格な4つの条件が必要だと言われているわけ

ですね。判例でそう決まってるわけですね。本当にそういう人員整理せにゃいけん必要性がある

んか。2つ目として、それを解雇を避けるためのいろんな努力をしたんかと。3つ目としては、解雇される人間が本当にその人でないといけんのか選んだのかどうか。

4つ目は、その解雇の手続をきちんとしてますかねということですよ

そもそもこれでいうと1番の整理解雇やる必要性があるかどうかのところ、大いに疑問があるんじゃないかと思いますね。ボイラーを直さな会社が倒産するんよと、本当に今この事業から撤退せにゃあこの会社、会社じゃなくて事業者ですけども、潰れてしまう。そういう必要性があるのかどうか。雇用の問題から見ても、大いに疑問があるところであります。

それから、利用者みんな混乱してるのはですね、社協のほうから文書の説明も一切ないわけですね。職員を通してその職員も辞めないけんという職員を通して、利用者で口頭で終わるんよ、出ていかないけん、そういう説明をしていると。

利用者が直接、社協のほうに本当に撤退するんですか、やめるんですかって聞くと、いや、まだ正式には決まってないんです。1月、2月の段階ですね。次の理事会で、実は決まるんです。でもそれに備えてちょっと探しとってねという話。だから中には、いやほんまに決まってないんだったら、ちゃんとやりんさいよね、直して、もうちょっと待つけんねという方も当然いらっしゃるわけですね。ただ、そうやって待ち構える人はもちろん少ない。本当に終わったときに次の行き場があるかどうか、本当に希望の民間の施設取れるんかどうか、希望の曜日があるんかどうか、はよ予約しとかんと取れんかもしれんですよ、みんな浮き足出つわけですよ。そうすると、探してくださいと。そういうことで次々とお試しデイに行ったり、あるいは見学に行ったりして、次の施設を決めざるを得ない、そういうふうに進められるということに今、次々となっておるわけですね。ちょっとやりきれんのじゃないですかね。

ここに通っておられるデイサービスには2つのタイプがありまして、一つは、介護保険を利用した65歳以上の高齢者のデイサービス、これ約40人とお聞きしておりますけどもいらっしゃる。もう一つは、障害者総合支援法に基づくいわゆる障害者のデイサービス、これは町の委託事業ということになるわけですが、利用者が、こちらは17人とお聞きしました。

今そうやって次の行き場に追い出すといいますか、格好になつとるわけですけども、障害者デイでできる県の認可施設は、町内に4か所しかない。そのうち本当に風呂があつて受け入れられるところは、このふれあい福祉センターしかない。町内に1か所しかないですね、障害者の方が。だから、よその場所で何とか探してね言ったら、ケアマネ等が探すのは、海田の山の向こうのエバーグリーンとか、中山の峠越えた戸坂の公民館の横のすたあというんですかね、そういうあっちこっち遠いところしかない

わけですね。今までだったらちょっとお迎え来てちょっともたもたしとっても大丈夫、5分でしかも通う。今度は20分、30分、お迎えの車で峠を越え、山を越え行かないけんわけですね。特に発達障害なんかの利用者の方は、大きなストレスだろうと思いますし、何より家族がですね、不安ですよ、遠いところ行かにかいけん。大丈夫かいね。

こうしてここ1か月半ですよ、1月末から今3月18日、みんなが嫌々ながら次の対応先に追い出されとると、職員もそれに合わせてどんどん辞めていく。ヘルパーさんはほかの職場も結構あるやにも伺うし、実際のや、うちの事業所、社協からいい人材をゲットしましたなんてことを言ってる事業所もあるわけですけども、でも職員の中には、いや今まで通り慣れとったところがいいんよ、変わりたくないような人ももちろんいらっしゃる、管理職的な方は、本当に次の職場があるのかどうか。そういう状況なわけでありまして。それでもって正式に事業を撤退するかどうかを決める理事会、先ほどの理事会は、3月7日つい10日前に開かれたわけですけども、この場では、事業の撤退は正式には決めなかったというわけですね。つまり形の上では、やめたり撤退はしていない。形の上ではですよ、社協の定款の中に定められている事業のデイサービスの項目の事業は、そのままある。社協としては仕事としてはこれややる形になってる。でも、現実にはみんな次のバス乗ってください。あっち行ってくださいということになってる。だから、利用者はどんどんいなくなって職員もいなくなったから休止なんですよという、ちょっとどっちがやめさせたんか、やめたんかという話になるわけですけども。おかしい状態になっているわけですね。つまり、表向き事業の廃止や撤退は決めていないけど、事実上はなし崩して撤退しているという形なわけですね。今日は3月18日現在で何人残ってらっしゃるのか僕もちょっと分かりませんが、相当数の人はもう既に利用者はよそが決まってるし、職員も相当もう辞めていってるという。おかしい状態になってるわけですね。

利用者に対する文書の連絡も、結局3月10日だったわけですよ。そこには、このたび府中町デイサービスセンターふれあい及び府中町生活介護事業所ふれあい、令和7年3月31日をもちまして事業休止、休んで止める、休止することになりました。急な事業所休止にて、御迷惑をおかけすることを心よりおわび申し上げます。略儀ながら書面にてお知らせさせていただきます。

本当に略儀ですよ。撤退の理由、休止の理由も一切書いてないですね。この文書

を発出したこの事業所の管理者、名前が書いてあるわけですが、この方ももう辞める  
というか、解雇というかだそうですね。とても何か身勝手なやり方で、福祉事業を担  
う組織とは言えないような、そういう状況なわけであります。

こういう事態が府中の福祉の現場で起きているということで、質問するわけですが、  
具体的には次の３点でお尋ねしたいと思います。

まず最初は、この唐突の撤退計画と老朽設備の更新の責任、修理の責任についてで  
あります。

これだけ大きな影響を与える休止計画を立てるとなると、町を含めたですね、町民  
の福祉を預かる町を含めた関係者と事前に十分な連絡、連携調整があるべきなわけ  
ですが、どうもなかったようですけども、その事前の連絡や調整はどうだったのかと、  
社協の誰が計画したのか分かりませんが、あまりに拙速ではないでしょうか。町  
に相談もない独断だったんですかね。どうもそうみたいだけど。ボイラー等の設備の  
誰が所有責任があるのか、維持管理の責任はどこなのかと、これ第１点の質問であり  
ます。

それから第２点の質問は、社協の役割と町の関わり方の在り方であります。

先ほども触れましたけども、府中町の社協は１９７８年、昭和５３年町が基本金  
１００万円を１００％出資して、それまでの任意団体から社会福祉法人に登録して設  
立したわけであります。初代の会長理事長は、当時の山田町長、機平町長だった。今  
は町が指定管理をさせて、社協の法人の理事会には町の職員が１人理事として入っ  
てる。要となる事務局長は、町の職員を派遣している。そして町は事業を委託し、補助  
も出している。こういう公的な組織であり、公的な施設として、町と関わって、町民  
の信頼が得られているところであります。

私は町としては、地域福祉の社協を支え、そして、活動を充実させていく、そうい  
う責任があると思うわけでありますけども、これどう果たしているか。第２点はこの  
社協の役割と町の責任関与の在り方ですね。

それから３点目ですが、今後のことですよね。設備をきちっと更新して、むしろサ  
ービスを拡充させて、この事業は今からさらに継続発展させていく、そういう展望を  
描くべきじゃないか、描けるんじゃないかという点であります。

町の長期計画などにはですね、デイサービス、とりわけ障害者デイを担うのは、さ  
っきも言ったようにここの社協のふれあいセンターが唯一ですから、今後も需要は増

すと、あるいは維持するにはですね、ここしかないわけですね。ボイラーをきちんと直して、投資をして、むしろ事業を拡大させる。そういう高齢者も増えますからね。そういう展望を持ってもいいんじゃないかと、いかがですかという話ですね。

町の資料によるとですね、要介護者、つまり高齢者のデイサービスの利用者はですね、令和5年で町内で400人いると、このうち40人が今の社協のデイを利用してるわけですね、1割を社協のデイを利用してる。今後の見通しだと、令和22年にはその400人が町内で487人、2割も増えるという見通しなわけですね。十分、今後やっていけるんじゃないかと思いますね。

障害者のデイのほうですけども、町民が109人今いるそうですね。このうち17人が社協のデイを利用してる。これも2割近くですかね、社協利用してる。この109人も今後微増ですけども町の計画予想では長期的にも少しずつ増えるという見通しを立てている。こういうことから、将来展望を持ってですね、設備をきちっと直していく。そういう展望を描けるんじゃないかと思うわけですけども、それはどうなのか、これが3点目の質問であります。

それから、これは蛇足かもしれませんが、公開されている資料を社協の財務資料があるわけですけども、これホームページで見れるんですよ、町民誰でもね。社協の貯金、いわゆる社協の財政調整基金は、令和5年度末約9,800万円あるんですよ。1億円近く。しかもこれはコロナ禍を挟んだこの七、八年で3,000万円積み増しとるわけですね。ちょうど修理代ぐらいの、修理代たまっとるんじゃないいう感じにも見えるわけですね。

社協については2年前、高齢者の移動支援、サロン事業のいくでえ号を廃止するとき、私や対象の御衣尾の宮本議員なども一緒に社協と話ししたわけですけども、そのときは社協側としてはですね、年間77万円いくでえに持ち出していると、これを続ける体力がないんだと、いくでえをやめて、介護事業に力を注ぎたいという説明でいくでえが廃止されたわけですね。介護事業に注視するんだという話だったわけですね。その介護事業で今回2年で縮小、撤退、一方で貯金はどんどん増えとる。何かため込んで設備投資する予定があるんでしょうか、ないですね。あるとすれば、ボイラー修理だけじゃないんかと、しかもあそこの5階建ての3階フロアはほとんど空いてしまうわけですね、立派な食堂、厨房、フロアから部屋からですね。何に使うのか、指定管理を受けて、あるいは持ち主は町ですけどもね。デイの送迎に使ってる車椅子

が乗れるワゴン車、あれも相当高いですね。何百万か、これも遊ばすのでしょうか、売っ払うんでしょうかどうするんですかね。いろいろ次の展望もないままに、こういう撤退経営判断したというのは、僕は町としても指導する余地があるんじゃないかと思うわけですが、いかがですか。

社協の財務資料は、これは蛇足かもしれませんが、町民が見れるわけですし、そういう状態は分かるわけですから、そういうことも踏まえてですね、町と社協の役割、そして今後の展望、そういうことを町の当局にですけれどもお尋ねする次第であります。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。15番田中議員からの一般質問、高齢者、障害者のデイサービス事業について答弁いたします。

質問の趣旨にあります。町が社協の運営や事業展開に関与すべきか問われておりますので、本件デイサービス事業に深く関連づけられていますマエダハウジング府中町ふれあい福祉センターと、当該施設の指定管理者として指定されている府中町社会福祉協議会のそれぞれ町有施設の位置づけと、運営主体である法人府中町社会福祉協議会の関係性について、町での整理を踏まえて、まずは前提を御説明いたします。

マエダハウジング府中町ふれあい福祉センターは、府中町ふれあい福祉センター設置及び管理条例第1条に目的が定められております。本施設は、高齢者及び障害者に対する各種の福祉サービスの提供並びに住民及び住民のボランティア組織の協力による地域福祉活動の助長など、総合的な住民の福祉及び健康の増進に資することを目的として、平成9年度に整備し、平成10年4月から利用いただいている施設です。なお、平成18年度から同条例を整備し、現在に至るまで、指定管理者制度を導入しております。

当該施設は現在、築後26年を経過しており、風雨にさらされて経年劣化している屋根、外壁について、実施計画に基づき、令和3年度に予防保全型改修を実施しております。なお、令和2年度に策定している府中町維持保全計画においては、耐用年数の折り返しである施設整備後30年の超過を目安に、附帯設備等の予防保全の実施について、次期総合計画への組入れを検討する施設であると位置づけられています。

次に、府中町社会福祉協議会についてです。まず社会福祉協議会ですが、社会福祉



法人全国社会福祉協議会のホームページによりますと、社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織であり、社会福祉事業法、現在は社会福祉法ですが、に基づき設置されています。同協議会は、各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動の支援、共同募金運動への協力など、福祉のまちづくりの実現を目指して、様々な地域の福祉増進に取り組むものとされています。

本町における社会福祉協議会では、昭和53年10月に府中町社会福祉協議会として設立認可を受け、登記を行っております。定款によりますと、当初の会長は当時の町長であったことが記されています。その後、マエダハウジング府中町ふれあい福祉センターが設置された当初から、当施設内に町とは別法人として法人を置き、管理運営、その後の指定管理を一貫して担っていただいています。

なお、現在では町と社会福祉協議会との間には、金銭面等の貸し借りのない単独の法人として、社会福祉事業の推進に当たっていただいているものと認識しております。

ここまでのマエダハウジング府中町ふれあい福祉センター、府中町社会福祉協議会の前提の説明を踏まえまして、答弁いたします。

まず1点目、撤退計画は、利用者の生活と職員の雇用に影響が大きい。町や関係者との事前調整は十分か、町の維持管理や更新の責任についてです。

町と社会福祉協議会では、指定管理者制度の下で基本協定、年度協定を締結しています。本協定の年度協定書第3条、施設の維持補修等において、事業に係る施設の大規模な改築、維持補修等及び備品の取得は原則として甲乙協議の上行うものとするがあります。

基本協定書に基づき、施設の適正かつ円滑な管理運営を進める上で、受託者は、公共性を十分理解し尊重する義務があります。デイサービス事業の終了については、利用者の不利益を防ぐためという運営事業者である社会福祉協議会が判断されたものです。町としては施設所有者であり、指定管理業務の発注者として、撤退ではなく1年延伸をし、その間に、今後の地域福祉サービスの在り方の整理を行ってほしい旨を伝え、先日の理事会でも発言をさせていただいたところです。

また、設備更新については、民間事業用として使用されている設備であり、現状の運営における設備更新を町で行うということは考えておりません。また、社会福祉協議会の方からも、町のほうで更新、または補修を行ってほしい旨の要望は現在のところ

ろありません。

更新または補修を行わないことについては、施設の老朽化及び利用者の減少による今後の見通しなどから、社会福祉協議会が経営上の判断をされたものと認識しております。

なお、利用者については、利用者の他事業者への移行が進んでおり、4月以降利用者が残るということは、もうないという報告を受けております。

次に2点目、社会福祉協議会は、町が出資して設立し、指定管理、人事派遣、事業委託など密接に関わっており、地域福祉の拠点である社会福祉協議会を支える町の責任と役割についてです。

議員御指摘のとおり、町においても、社会福祉協議会の地域福祉に係る役割、取組は、福祉行政に欠かせないものと認識しています。ほかの社会福祉法人ではなく、社会福祉協議会だからこそお願いする取組、また収入を伴わないものの、事業実施に必要な運営費の一部については、従前より予算に基づき補助金を交付しています。

また、公益性を求められる指定管理者の運営に行政的な知見を取り入れ、伴走型で地域福祉の発展に寄与することを目的として、町の管理職クラス職員1名を出向させてもいます。

最後に3点目、デイサービス需要は高く、障害者デーの認可施設は町内唯一、設備更新し、サービスを拡充させる展望を町として描けないかについてです。議員御指摘のとおり、町内での入浴施設を有する障害者デイサービスは社会福祉協議会のみです。今回のデイサービス事業の終了方針が、利用者様の混乱を招いたということは、町としても不本意なことと思っておりますが、今後の福祉サービスについて見直す機会として捉えて、福祉の減退につながることをないよう、令和7年度中に福祉増進に資する新たな事業展開を、行政と事業者双方で協議して、必要な福祉サービスの在り方を検討していきたいと思っております。

答弁は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

15番田中議員。

○15番（田中伸武君） 今の御答弁を聞くとですね、町と社協は別の法人であるということを強調されているようにうかがえますね。それから、施設としてのふれあいセンターの建物は町のもんだけども、修理保全是やったと、あとは双方の協議に基づい

て、具体的に言うとボイラーでしょうけどね、これをやるかどうかは今は考えてない。今の運営のやり方では、ボイラーは考えてない。でも協定では、そこは協議するとなっているので法的にはどうなのか、どっちの責任なのか。曖昧なままだというような気がしますね。

つまりは社協と町で、主体性といいますかね、責任、少しお互い曖昧になってるんじゃないかと、私は今の答弁を伺って感じるところであります。

組織としての社協はですね、さっきも社会福祉法人での位置づけがありましたけども、ほかの社会福祉法人とはやっぱり全く別物ですよ。地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であるし、地域福祉を推進する中核的な団体としての使命を担うとって各社協は連合会のホームページで載っとるわけです。記してるわけですよ。

さらにもう一回強調しますけども、町が全額出資して、会長も町だったと民間会社でなぞらえていえば、町が親会社で、社協は100%出資の子会社と言えなくもないわけですね。御答弁で、町と貸し借りは今ないということですけども、27年前に出した出資金の100万円は、恐らく返還はしてないはずですね。基本金として、そこで持っていらっしゃる。株式会社ではありませんから株主としての発言権や責任はありませんけども、そういういきさつはあるわけですね。さらに言えば、当時、社会福祉法人の登記するとき15人の理事で発足しておりますけれども、そのうち、町会議員は五、六人どうも入っている。あるいは各種団体の長も理事として入ってる。つまり、町民上げて町を挙げて、この法人をつくったわけですよ。私らも議会の一員として責任を感じるところでありますし、これ町民がつくった町民の施設、半官半民とっては言い足りないような公的な組織だと改めて思うわけでありますね。

肝腎のボイラーの修理3,000万円という見積りもあるようですけれども、先ほどあったように、今の運営の今の介護事業絡みだと町は修理代出す、出さない、判断をすると、あそこの建物に付随した町のボイラーですけども、公共施設でありますから、民間の施設のように、減価償却の考え方はなく造っておりますし、大規模修繕の積立金もないわけですね。公共施設だからこそ、ちょっと民間のルールを適用するとするとおかしくなる。

町としては撤退でなくて1年間ちょっと待って、その間に考えようやという提案したんだけど、相手が言うこと聞かなんだと、そういうような御答弁でありましたけれども、その経営判断、つまりは損得勘定ということになるんでしょうかね。そういったこ

とを社協が判断して、結局のところは利用者である町民が置き去りにされたとそういう決定になるわけですね。それだとやはり、組織的に定款上の、あるいは行政法的な指導監督権限はないにしても、町民の福祉を預かる町としてですね、もう少し強い立場で介入する、それはできるんじゃないでしょうかね、社会的にも。そう答弁を聞いて思うわけであります。

今の答弁の中で、最後の点ですよ、今後の展望のところ、既にほとんどの通所者を追い出すというか、よそへ追いやって、職員もほとんど辞めてしもとるけできんやのうて、利用者がどんどん減少したいいうけど、減少したんじゃなくて追い出しとるわけですからね、今後の展望のところ、御答弁にあった令和7年度中において、福祉の新たな事業展開を双方で協議し、必要な福祉サービスの在り方を検討すると。7年度で検討したらいうことは、今の状態だと3階は空き部屋のままだとして、次の8年度で何かすることも検討の余地があるというふうにも聞こえるわけですが、この展望の点で、すみません再質問になりますが、ここをちょっと御説明いただけますでしょうか。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉課長。

○福祉課長（箱田進一君） 福祉課長です。15番田中議員の2回目の御質問に御答弁いたします。

部長の答弁にありました令和7年度中に、福祉の新たな事業展開、行政、事業者双方で協議して、必要な福祉サービスの在り方を検討ということでございますが、具体的にというところでございますと、まだ詳細は確定しておりませんが、現在のところ福祉の減退につながることはないよう、障害のある方の必要な福祉サービスを適切に受けられる環境の整備と、サービスの維持をしていくことが必要であると考えております。そのため、現在の生活介護、デイサービスのことですが、生活介護のほか、日中活動の場づくりとして、必要な施設整備、施設整備に係る費用、運営体制の課題を精査し、事業者と連携を図りながら、福祉サービスが提供できるよう検討し、その上で、施設整備の必要性に応じて、町の財源を充てることは可能と考えております。

障害のある方が住み慣れた地域で安心してサービスを受けられるよう、引き続き福祉サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3 回目の質問ございますか。

1 5 番田中議員。

○1 5 番（田中伸武君） ありがとうございます。今の障害者向けのサービスについては、1 年空けた後で、検討の余地があると、設備についても、町の財源を充てる、その可能性も考えられるということで、ほんのかすかな展望ですけれども、今全部やめとって展望いうのもなかなかあれですけれども、ぜひそれは前向きに検討して、できるならそれ前倒ししてでもですね、環境整備できるなら、今お金出しんさいということになるわけですけれども、検討いただきたいと思います。

3 回目の質問ですけれども、質問というより御指摘させていただきますけれども、今回のこの事業の撤退は、町の福祉の歴史の中でやっぱ大きな禍根を残したと私は思いますね。責任の所在も曖昧、住民としては、利用者としては本当にやりきれない。住んでみたい町ナンバーワンに傷がついたと私は思うわけであります。

あえて行政責任についてもうちょっとくどいようですが指摘しておきますけれども、P F I、昨日ちょっと議論になりましたけど、私はこれはもう一つの P F I じゃないかと思うわけですね。揚倉なんかで想定されとる民間活力をイニシアチブとしたプライベートファイナンスイニシアチブのプライベートファイナンスの P F I じゃなくて、公共が責任を持つという意味で、パブリックのファイナンスね。イニシアチブ取るべきだと、私は昨日の今日はっとして思うたわけですね。公共のほうの P F I をやはりもっと考えるべきじゃないでしょうか。

町民の福祉を守る、町民であるところの職員の雇用を守ると、そういうイニシアチブを強く持てばですね、社協が後ろ向きだった場合は、きちんと町の行政として介入するカバーするということでもいいんじゃないかと思うわけですね。

5 年前でしたけれども、これは幼児の保育所でニックス系の保育所が職員が一斉退職した。これはまた待遇を巡って、職員のほうから辞めてったわけですが、そのときは、放り出された幼児をですね、町の保健福祉部がせっせと面倒を見て、全員をほかの保育所に紹介したわけですね。最終的にはやっぱり町に福祉の責任があるわけですね。児童福祉、障害福祉、高齢者福祉、この 3 つの分野で福祉の責任があるわけですが、今回は、その幼児じゃない障害者と高齢者の福祉、これが損なわれていたというふうに思うわけですね。

最後にこれは本当に釈迦に説法みたいな話ですけれども、高齢者計画、町の高齢者の長期計画と、町の障害者の長期計画をですね、ちょっと改めてここで読んでですね質問を終わりたいと思います。

町の高齢者福祉計画、基本的な考え方、3、住民、民間団体、行政機関などが一体となった支援の輪づくり。高齢者の活動拠点にマエダハウジング府中町ふれあい福祉センターは、各種福祉サービスの提供や住民ボランティア組織の協力による地域福祉活動の拠点として、高齢者の健康増進を図るための場所や機会を提供する。

障害者計画のほうです。町の第4次障害者計画、基本政策（4）福祉サービスの充実。行政の取組として、日中活動系サービスの充実、地域生活や就労を支援し、障害のある人が日中において自立した生活を送るため、生活介護、自立訓練、就労支援、支援を行いますということですね。

やっぱり改めて福祉こそ行政の本分であるという原点に返って、私たちも町民の一人としてですけれども、責任を持って協力をしながらですね、やっていきたいと思います。

以上、最後は指摘ということで、何か説教じみた指摘して申し訳ありませんが、これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第5項、高齢者・障害者のデイサービス事業について、15番田中議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第6項、発達障害への相談体制と支援は。

10番西山議員の質問を行います。

10番西山議員。

○10番（西山 優君） 10番西山です。質問事項、発達障害への相談体制と支援について質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

発達障害とは、対人コミュニケーションが苦手なケース、衝動的な行動があるケース、読み書きが困難なケースなどの総称で、親が子どもの発達に違和感を覚えたり、乳児健診で判明したりすることが多く、また大人になってから診断されるケースも増えています。一人一人の特性に応じた配慮や支援が重要と考えます。

子どもの特性や心配事に対する相談を、家族が早期に受けることができ、スムーズな支援につなげていくため、町としての対応についてお伺いします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（中本孝弘君） 福祉保健部長です。10番西山議員の一般質問、発達障害への相談体制と支援について答弁いたします。

発達障害は、その特性に応じた支援を受ければ力を発揮できる可能性があり、社会全体で理解して支援を行っていく必要があります。議員の御指摘にありましたが、特性を個性として捉えられたり、周囲のフォローがあったことなどにより、本人含め、発達障害と気づかず、大人になることも少なくありません。

潜在的に持っていた発達障害の特性が、人間関係や仕事に支障を生じることで初めて発達障害に気づくケースもあります。しかし、多くの場合、発達障害の特性は子どもの頃から現れます。社会性やコミュニケーションが苦手な子どもだと幼稚園や小学校などの集団に入り、相手のことを察する。周囲に合わせて行動することが求められるなど、様々な困難に直面します。

障害が理解されないまま、適切なサポートを受けていないとなると、学校等に行くことがストレスとなり、不登校、ひきこもりなどにつながるケースもあります。そのため、町では発達に関する早期支援として、1歳半健診や、3歳児健診時に保健師が発達状況の確認や心配事を確認し、保護者の希望や、必要に応じて幼児教室や個別の発達相談につなげています。

幼児教室や個別の発達相談は、町内の幼児発達支援センターに委託しており、町の保健師も同席の下、幼児発達支援センター職員による発達や特性の確認、療育指導を行い、必要な場合には、外来や通所での療育を案内し、必要な支援につなげています。

また、幼児教室などの利用の御希望がなかった場合は、数か月後に保健師から電話などにより、発達状況や心配事を確認し、保護者に寄り添いながら支援しております。

早めに障害に気づき、適切な療育につなぐことで、社会に適應する能力を身につけることができるよう、支援していきたいと思っております。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

10番西山議員。

○10番（西山 優君） 御答弁ありがとうございました。現在の町の対応について大変よく分かりました。

それでは2回目の質問いたします。

政府では、2025年度から、子どもの特性や心配事に関する発達相談を、家族が早期に受けられる体制を整備し、スムーズな支援につなげる狙いとして、支援強化の関連費用として25億円を計上しました。このうち、特性のある子どもに早期の発達相談支援を行うことが含まれていますが、府中町の対応について伺います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（砂崎綾美君） 子育て支援課長です。10番西山議員の第2質問について答弁いたします。

府中町では、発達に課題があると思われる子どもの早期支援策としまして、令和6年度から、5歳児子育て・育ちサポート事業を開始しています。

これはこども家庭センター事業の一つとして、小学校入学後に集団適応できない子どもが増えていることから、早期支援として5歳児である年中児に行うものです。

事業の内容は、町内の幼稚園と保育施設に御協力をいただき、11月に育ちに係る保護者アンケートを令和6年度は対象者513名に送付し、回答のあった466名のうち、個別相談の相談をありとされた16名と、迷っているとされた45名に、町の職員が電話をかけ、順次面談を実施し、後日開催した5歳児広場、発達相談会につなげています。

また、現時点で支援を希望しない保護者等に対してもアンケートの送付を通じて、いつでも相談できる場所があることを周知することができたと考えております。5歳児子育て・育ちサポート事業を通して、特性のある子どもに早期の発達相談、支援を実施するとともに、親から子への不適切な養育や虐待を未然に防いでいきます。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問ございますか。

10番西山議員。

○10番（西山 優君） 御答弁ありがとうございます。子どもは宝です。無限の可能性があります。特性の評価を行い、保健師や保育士、子どもたちが通所する職員らと情報共有し、地域による支援も検討していただきたいことを要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第6項、発達障害への相談体制と支援は、10番西山



以上で、厚生関係の質問全部を終わります。

○議長（力山 彰君） ここで休憩といたします。再開は１３時からとします。休憩。

(休憩 午前 1 1 時 4 4 分)

(再開 午後 1 時 0 0 分)

○議長（力山 彰君） 休憩中の議会を再開します。

○議長（力山 彰君） それでは、午前中に続き一般質問を行います。

建設消防関係第1項、府中南公民館前交差点周辺の交通安全施設について、5番松本議員の質問を行います。

○ 5 番（松本真明君） 5 番松本です。

私、５番松本は、府中南公民館前交差点周辺の交通安全施設について、一般質問をいたします。

令和7年1月21日に広島県施行の県道浜田仁保線において、町道鹿籠青崎線との交差点から府中南公民館付近までの区間が開通しました。府中南公民館前の交差点は、長年の車両の通行形態に直線道路が接続する変則的な形状した交差点となったことにより、これまで通行してきた皆さんも戸惑っているのではないかと思います。

今回開通した区間は、広島市東部地区連続立体交差事業の完了時には、さらなる交通量の増加が予測される道路であると考えております。が現状としてこの交差点には信号機が設置されていないため、町道鶴江鹿籠線を南下してきた車両、県道を通行する車両、周辺の横断歩道を渡る歩行者、それぞれの接触事故等の発生を危惧しております。

供用開始後の交差点内の車の流れを見ておきますと、交差点として認知されているのがまだ薄いように感じ、小中学生の通学路であり、近隣の保育園や幼稚園に通学する属性の行き来の多い交差点という特性を踏まえますと、少々不安が付きまとう交差点のように感じます。もちろん、県道ということは認識しておりますが、合流する手

前の町道でできる対策も含め、現実として府中町が設置できる交通安全施設等について、当該交差点でのこれまでの対応、また、今後の対応方針について伺います。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 建設部長です。

5番松本議員からの一般質問、府中南公民館前交差点周辺の交通安全施設について答弁いたします。

まず、広島県施工の県道浜田仁保線のことについて御説明いたします。県道浜田仁保線は、都市計画道路大崎池尻線として昭和36年3月16日に都市計画決定、平成25年8月1日に都市計画決定の変更を行い、平成25年9月6日に事業計画の認可を受け、県事業として整備を行ってきたものです。

県では整備に先立ち、道路の交差点の形状や交通安全施設等について、広島県公安委員会と協議した上で整備を行っています。議員御指摘の県道浜田仁保線と、町道鶴江鹿籠線の交差点については、町はこれまでに広島県、そして広島東警察署と協議し、通行車両に対し、路面標示等により注意喚起を行うとともに、歩行者の安全確保のため、周辺の横断歩道に青いカラー舗装を設置してまいりました。

さらに、県道の開通後は、町内会、小学校、広島県、広島東警察署と現地で協議し、県と町で区画線や路面標示、グリーンベルトを設置することとし、町道鶴江鹿籠線内には、新たに交差点注意の路面標示を設置しています。これは、府中南交流センター方面から府中南公民館方面に通行する車両に対し、県道浜田仁保線を通行する車両と、横断歩道を通行する歩行者への注意を促すことを目的としています。

今後につきましては、町内会や府中町学校PTA連絡協議会などから、町道内への路面標示や、注意喚起看板など交通安全施設の設置要望があれば、県、広島東警察署など関係機関と協議し、設置を検討してまいりたいと考えています。

また、現在の車両及び歩行者の通行状況を踏まえ、信号機の設置についても、引き続き公安委員会に要望してまいりたいと考えています。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

5番松本議員。

○5番（松本真明君） 答弁ありがとうございました。今後もこの交差点周辺への交通

安全施設の追加設置について、前向きに進めていただきたいと思います。

交通安全施設については、様々な種類がございます。このうち、路面標示について詳しく伺いたいと思います。路面標示は、道路交通に関して必要な案内、誘導、警戒、規制、指示など、路面標示用装道、道路鋸などによって行うもので、道路標識や交通信号機とともに、有機的かつ補完的に設置される交通安全施設という位置づけであると思いますが、普通自動車をはじめ、車両が道路を通行する上で、標識柱は注意して確認しているけれども、路面に書かれた路面標示についてはあまり目につかず、意識して走行していないというドライバーは多いと聞きます。一方で、路面標示は、道路標識柱や信号機などと比べると安価ではありながらも、交通の流れを整え、運転者の注意を適切な場所に集中させる能力が大きく、交通の安全と円滑の寄与には非常に有効であると言われております。そこで質問です。

この路面標示については、どのような種類があり、設置者について、都道府県公安委員会や道路管理者がそれぞれどのような役割分担で設置されておるのでしょうか。また、府中町が道路管理者として設置している路面標示は、どのような種類があり、どのようなきっかけを経て設置されているのでしょうか。

さらに、府中町が道路管理者として設置される路面標示の1年間当たりの数量的なもの、設置にかかった年間の実績額について御答弁いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（力山 彰君） 答弁。

維持管理課長。

○維持管理課長（谷口洋二君） 維持管理課長です。5番松本議員の2回目の質問に答弁します。

路面標示は、道路上の安全、円滑な通行のため、設置されるものですが、その設置方法などは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定められており、公安委員会が設置するものと、道路管理者が設置するものに分けられます。公安委員会が設置する路面標示は、道路交通法に基づいており、転回禁止や最高速度などの規制標示と、横断歩道や停止線などの指示標示があり、また、路面標示と意味等同じくするような区画線があります。

道路管理者が設置する路面標示は、道路法に基づいており、車道中央線や車道外側線などの区画線等を公安委員会との調整により設置しています。また、道路の状況に

よっては公安委員会との調整により、交差点注意や学童注意などの文字を路面に表示するものや、歩行者通行帯を示すグリーンベルトなどを設置しています。

これらは、新規に設置する路面標示ですが、町が設置する路面標示のほとんどは、既設区画線を含む消えかかっている路面標示の引き直しです。新規に路面標示を設置するきっかけについては、町内会や府中町学校PTA連絡協議会などからの設置要望です。設置要望について、公安委員会と協議し、設置するかどうかを決定します。

府中町が道路管理者として設置する路面標示の1年間当たりの数量については、令和5年度の実績で新規、引き直し、合わせて28件で、設置費用は約200万円となっております。

答弁は以上です。よろしくお願いします。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

5番松本議員。

○5番（松本真明君） 御答弁ありがとうございます。設置等非常に安価な金額でできるということで、積極的に危ない箇所にはそのような対応していただきたいなと思います。そして、府中町府中南公民館前の交差点は、先ほど申し上げたように、通行する人の属性や、将来的には府中町の交通の要所となる点も含め、さらなる改善が求められる箇所だと思います。また、府中南公民館との動静も含め、関係する担当者にはそのことを強く認識していただき、府中町でできる対策はもちろん、関係する県や行政機関にはその点を府中町として強く訴えていただきたく思います。

私からの要望は以上となります。ありがとうございます。

○議長（力山 彰君） 以上で、第1項、府中南公民館前交差点周辺の交通安全施設について、5番松本議員の質問を終わります。

続いて、建設消防関係第2項、生活利便性向上のための狹隘道路対策の推進について、7番木田議員の質問を行います。

7番木田議員。

○7番（木田圭司君） 皆さんお疲れさまです。最後の質問です。さらっといこうと思いますのでよろしくお願いします。

通告に基づき質問に入ります。質問事項、生活利便性向上のための狹隘道路対策の推進について。質問趣旨、幅員が4メートルに満たない、いわゆる狹隘道路は道路が狭く、車両が通行しづらいため、生活の様々な場面で支障があります。また、災害時

の円滑な消防活動や救急活動、避難の妨げになるおそれもあり、安全で暮らしやすいまちづくりを進めていくため、重要な課題だと思います。

町では現在、本町３丁目をモデル地区とした狹隘道路整備事業が進められていますが、モデル地区周辺なども古くからの市街地で、住宅の新築は進むものの道路幅員が狭く、防災上の観点や生活利便性向上のため道路の拡幅を望む声を聞いています。そこで次のことをお伺いいたします。

１つ、本町３丁目地区をモデル地区とした背景と事業実績。２、現在までの効果、課題について。以上よろしく申し上げます。

○議長（力山 彰君） 答弁。

建設部長。

○建設部長（磯亀 智君） 建設部長です。７番木田議員からの一般質問、生活利便性向上のための狹隘道路対策の推進についてを答弁いたします。

本町はコンパクトで、交通利便性が高く、大型商業施設をはじめ、多様な店舗が点在し、民間会社による調査では、住み心地のよい町として高い評価をいただいています。一方で、議員御指摘のとおり、町内には住宅が密集した狹隘な道路が多く、狹隘道路整備等促進事業を推進し、快適で良好な住環境を形成していく必要があると考えております。

狹隘道路整備等促進事業は、狹隘な道路について、緊急車両などの通行を可能とすることで、防災上の安心安全の確保を図り、良好な住環境の向上を図ることを目的としています。

事業の背景としては、国は地震時において、大規模な火災延焼の可能性があることから、平成１５年に重点的に改善すべき地区として、本町３丁目地区や石井城地区を含めた４１ヘクタールを重点密集市街地に選定しました。平成２４年には町の重点密集市街地は除外されましたが、町では国と協議を行い、平成２４年２月に府中町、狹隘道路の拡幅整備の促進に関する要綱を制定し、旧重点密集市街地である本町３丁目地区５ヘクタールをモデル地区として指定し、旧重点密集市街地の解消に向け、国の防災安全交付金を活用し、平成２４年度から本事業を実施しています。

なお、本交付金については、令和１０年度までの時限的補助となっていますが、広島県町村会を通して、支援を恒久化していただくよう国に要望しているところです。

本事業は、建築基準法第４２条第２項に該当する幅員４メートル未満の町道、一般

的に2項道路と言われますが、これに接する建築物の建て替え、改築に併せ、土地所有者からの要望により、道路中心線から2メートルの後退線と町道境界線に挟まれた部分の土地及び隅切りとなる土地の買取りを行うとともに、門、柵、塀などの支障物の除去、または移設に伴う補償を行い、狹隘道路の拡幅整備を行うものです。

それでは、議員からの御質問の1点目、本町3丁目地区をモデル地区とした背景と事業実績についてです。

議員御指摘のとおり、本事業は本町3丁目地区に区域を限定し事業を進めています。これは旧重点密集市街地から指定避難場所である総社会館、府中公民館、府中小学校への避難動線として、より人が通過する地区であることから、優先的に整備する地区として、当該地区をモデル地区に選定した経緯があり、これまで事業区域の拡大など変更は行っていません。

事業の実績については、平成24年度から現在までの整備件数が18件、整備延長が472.2メートル、取得面積が371.9平方メートル、総事業費は6,384万8,000円です。

続いて、2点目の御質問、現在までの効果、課題についてです。

事業効果としましては、狹隘道路の拡幅により、消防車、救急車などの緊急車両や福祉車両などの通行が可能、または容易となり、また、平成30年の西日本豪雨災害で発生した榎川の越水時においては、本町3丁目地区を中心に甚大な被害が生じましたが、拡幅完了路線については、土砂撤去などの応急対応を迅速に行うことができました。

また、本事業の課題としては、所有者のライフサイクルに合わせた建物の建て替えにより整備を行うことから、町道の路線全体ではなく、建て替え時の後退部分のみの拡幅となり、町道の路線全体が4メートルとなるには長い年月がかかることです。

議員御指摘の狹隘道路対策につきましては、狹隘道路整備等促進事業のほか、補助街路整備事業や道路新設改良事業も併せて推進し、安心安全で快適に暮らせるまちづくりに向け、鋭意取り組んでまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 2回目の質問はございますか。

7番木田議員。

○7番（木田圭司君） 木田です。答弁ありがとうございました。

本町3丁目地区を対象とした経緯や平成24年度の事業開始からの実績、道路拡幅による効果について改めて確認をさせていただきました。長期間にわたる事業となりますので、今後とも事業の周知を根気よく続けながら、当該地域での事業の推進に努めてもらいたいと思います。

それでは2回目の質問をさせていただきます。

先ほど新築時の建て替えしかできないという旨の話だったと思うんですけど、これはそれでいいんですかね、新築するときじゃなくても例えば土地に余裕があれば、近隣であるけ、うちも出していいよとか、いうようなこともあるんじゃないかなと思うので、ちょっとそのこと一つと、あと事業対象地の拡大について伺いをします。

先ほどの答弁にも出ました石井城地域をはじめ、本町3丁目地域以外にも狭隘道路はたくさんあり、多分私含めいろんな議員さんのほうにもいろんな相談、たくさんの声が届いていると思います。町長の施政方針でも、現行の本町3丁目地域から事業区域を拡大する旨が述べられたと思いますが、区域を拡大されるのであれば、どのような検討を進め、どのような地域に拡大するのか、また拡大後の事業実施に当たっての課題や、その対応策についても、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（力山 彰君） 答弁。

都市整備課長。

○都市整備課長（高橋 幹君） 都市整備課長です。それでは、木田議員2回目の御質問について答弁いたします。

まず初めに、新築以外でも、本事業の対象になるのかというところですが、それ以外でも、例えば建物の改築時とか、あとはその土地だけが余裕があって、そこだけ協力したいとかっていうようなときでも対象となります。

それではその次の2回目の質問のこの事業についてなんですけれども、答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、町内には狭隘な道路が依然として多く存在しており、本町3丁目をはじめ、その周辺である石井城、さらには鹿籠、水分など、昭和25年の建築基準法制定以前から存在していた狭隘な道に接して、家屋などが立ち並び、町並みを形成した地域では、特に4メートル未満の道路が多く存在している状況です。

そのような中、国における狭隘道路解消に向けた動きでは、令和3年3月の閣議決

定で、狹隘道路解消に向けた取組として、住宅市街地における狹隘道路の現状分析を行い、重点的に安全性を確保すべき地域の把握と対策を地方自治体が推進することの重要性を示していますが、そのような考えに基づき、国土交通省では、令和6年度と7年度の時限措置として、狹隘道路情報整備モデル事業という補助制度を構築しています。

当町では、令和7年度に当制度を活用し、前述した地域の現状分析から、対策が必要な地域の抽出などを行い、対象区域の拡大を前提とした検討を行ってまいりたいと考えています。

さらに並行してですが、現在の事業区域を拡大するということは、当然、事業対象となる町道路線も増えることとなりますので、事業費の見直しも考えなければなりませんが、現在における狹隘道路整備等促進事業では、既存の門や塀などの構造物の撤去から、用地買収、道路整備までおおむね町が負担するスキームとなっておりますので、本事業の普及促進を図る観点から、例えば、現状のインセンティブを見直すなどといった制度設計の見直しも検討するよう考えており、区域の拡大から制度設計の見直しについて段階的に行ってまいりたいと思っています。

答弁は以上です。

○議長（力山 彰君） 3回目の質問はございますか。

7番木田議員。

○7番（木田圭司君） 木田です。御答弁ありがとうございました。

要望になりますけど、本地域以外にも宮の町含め、狹隘道路の対策を希望されている町民の声も少なくないと思っております。こうした声に応えていけるよう、区域拡大及び事業促進について十分な検討をお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 以上で、第2項生活利便性向上のための狹隘道路対策の推進について、7番木田議員の質問を終わります。

以上で建設消防関係の質問を終わります。

よって、日程第2一般質問を終わります。

次に参ります。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 日程第3、議員提出第1号議案 府中町議会の個人情報の保護

に関する条例の一部改正についてを議題に供します。

提案者の説明を求めます。

7 番木田議員。

○7 番（木田圭司君） 引き続きよろしくお願いします。木田でございます。

それでは、議員提出議案ですが、私のほうから説明をいたします。

議員提出議案第1号 府中町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、議案の最後のページ、議員提出第1号議案参考資料をお開きください。よろしいでしょうか。

1、改正の趣旨です。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。

2、改正事項の概要です。

（1）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、引用する条文に条項ずれが生じたことに伴い、条文を整理するものです。

（2）刑法の一部改正により、刑の種類から懲役及び禁錮刑が削除され、拘禁刑が創設されたことに伴い、条文を整理するものです。

（3）全国町村議会議長会が示す改正令に準じて、文言を整理します。

3、施行期日等です。

施行期日は令和7年4月1日です。ただし、2（2）の刑法改正に係る規定は、法の施行日に合わせ令和7年6月1日からとし、それ以前にした行為の処罰については、従前の例によることとします。

提案説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（力山 彰君） 以上で、提案説明を終わります。

質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） なければ質疑を終わります。

討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

人権擁護委員の委嘱につきましては、法務大臣が行うものでございますが、その候補者については、市町村長が議会の意見を聞いて、推薦しなければならないとされております。7月1日の委嘱には、3月31日までに市町村長の推薦書類を法務大臣に提出する必要があります。

林さんは、新任となります。林さんの紹介をいたします。

林さんは、現在66歳の方で、平成28年12月に民生委員児童委員の委嘱を受けられ、町の地域福祉の増進に御尽力をいただいているとともにですね、昨年、令和6年11月には府中町健康づくり推進協議会の委員に就任いただき、地域の健康づくりの推進にも御協力をいただいている方でございます。

あわせて、町内会及び府中町老人クラブ連合会等の地域活動にも精力的に携われるなど、地域住民の仲間づくり、絆づくりに御尽力をいただいております。

よって、これまでの経験や豊富な知識を生かして、人権擁護委員の職務を十二分に全うされることが期待できることから、人権擁護委員として推薦するものでございます。新たな任期は令和7年7月1日から令和10年6月30日までの3年間となります。

提案説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（力山 彰君） 以上で、提案説明を終わります。

ここでお諮りします。

本案は人事案件につき、慣例に従いまして、質疑、討論を省略し、原案者を適任とすることに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案者を適任とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 続いて追加日程第2、副町長選任の同意についてを議題に供します。

本案について、理事者の説明を求めます。

町長。

○町長（寺尾光司君） 第22号議案 令和7年3月18日提出。

副町長選任の同意について。

府中町副町長に次の者を選任することについて、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求める。

府中町長 寺尾光司

同意をお願いする方は、住所は記載のとおりで、お名前は桑原強さんでございます。

提案理由でございますが、令和7年3月31日をもって現齋藤副町長の任期が満了となるため、後任の副町長の選任について同意を求めるものでございます。

任期は、令和7年4月1日から4年間でございます。

桑原さんについて、御紹介をいたします。

桑原さんは、昭和43年生まれで現在56歳の方でございます。昭和62年4月に広島県職員に採用され、土木建築事務所を皮切りに、福祉保健センター、県民生活部消防防災課、土木建築部港湾振興室、土木総務室、監査委員事務局、総務局財政課、危機管理監、危機管理課など幅広く多くの職場経験を経て、平成29年4月に地域政策局地域力創造課政策監に昇任されておられます。同課在職中にはですね、本町と関わりがありまして、令和元年8月から約1年半府中町まち・ひと・しごと創生有識者会議の委員として、総合戦略の見直し改定に参画していただいております。その後、企業局企業団設立準備担当課長を経て、令和5年4月から広島県水道広域連合企業団に派遣され、現在は同企業団の総務課長として御活躍されておられます。

齋藤副町長の後任の選任に当たりましては、来年度は次期総合計画策定が控えていることもあり、行政経験が豊富で、県や国との調整能力が高い人材が必要と判断いたしまして、広島県知事に職員の派遣推薦をお願いをしていました。

湯崎知事から桑原さんは広島県職員として38年様々な分野を経験しており、地域政策も含めて、幅広い知識と経験があるということで推薦をいただきました。まさに本町の副町長にふさわしい方でございます。ぜひ、副町長選任の同意をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○町長（寺尾光司君）　　ここでお諮りします。

本案につきましても、人事案件でありますので、慣例に従い、質疑、討論を省略し、原案のとおり同意することに決したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（力山 彰君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

以上で、追加日程第２、副町長選任の同意についてを終わります。

ここで齋藤副町長におかれましては、任期は３月３１日までとなりますので、本会議は最後ということになりますので、御挨拶をお願いしたいと思います。

齋藤副町長、登壇をお願いします。

○副町長（齋藤哲也君） 副町長の齋藤でございます。お許しをいただきましたので、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

私は３月末の任期をもちまして退任をいたします。令和３年４月副町長就任以来力山議長をはじめ、３代の議長並びに町議会議員の皆様には、様々な機会において御指導と御協力をいただきました。心から感謝を申し上げます。

私の就任当時はコロナ禍で通常の事業がままならない時期ではありましたが、前佐藤町長のリーダーシップの下、ワクチン接種、あるいは経済支援など、的確に事業運営はできたのではないかというふうに思っております。また、ポストコロナもあり、行政のデジタル化が進み、電子申請や電子決裁など、仕事のやり方も大きく変わったと思います。

私としては、どれだけ貢献できたかという、じくじたる思いもありますが、私なりに精いっぱい取り組ませていただきました。改めて、力山議長をはじめ町会議員の皆様方、寺尾町長はじめ町職員の皆様、この４年間の御支援に対し、心から感謝を申し上げます。

最後に皆様の今後の御発展と御多幸、そして府中町のさらなる発展を祈念いたしまして、私のお礼の挨拶といたします。本当にありがとうございました。

○議長（力山 彰君） 齋藤副町長におかれましては、これまでの府中町行政に大変力を注いでいただきありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

なお、新しい副町長につきましては、任命後の最初の議会で御挨拶を受けることにいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（力山 彰君） 以上で、今定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで町長が御挨拶したいと申し出ておられますので、許可します。

○町長（寺尾光司君） 3月定例会閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る10日から本日までの9日間、令和7年度の予算審議を含めまして、報告が2件、議案19件、昨日追加議案が1件で、さらに今日追加2件ということで、全部で24件の議案につきまして、皆様方には熱心な御審議をいただき、全てを御承認いただいたということで、改めて感謝しお礼を申し上げます。

新年度予算につきましては、審議過程の意見を念頭に、適正に執行してまいります。

また、一般質問で提起された各種内容につきましてもしっかり受け止め、調査研究し、必要なものは施策に反映させてまいりたいと思っております。

3月、4月は卒業、入学の季節でございまして、別れと出会いのときでもあります。行政も年度変わりで仕事のまとめの時期でもあり、新たなスタートの時期ともなります。御挨拶もされましたが、齋藤副町長におかれましては、今期をもちまして退任されるということでございますが、私が町長に就任して以来、無理なお願いもしたりもしましたが、行政の継続性も含め、しっかりサポートをしていただき、深く感謝を申し上げます。

齋藤副町長におかれては、長い行政実務経験を基にした適格な指示、指摘をしていただいております。行政の円滑かつ適正な執行において、大変力になっていただきました。特に職員にあっては、広い着眼点、情報量の豊富さ、また、デジタルスキルの高さなど様々な点で教えを受けたのではないかと感じております。誠にありがとうございました。

なお、齋藤副町長は、府中町民ということでもありますので、これからも御助言などをいただきつつ、府中町政、府中町のまちづくりに関わっていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

4月以降は、新副町長を迎えて新しい体制で新年度予算でまちづくりに臨んでまいります。よろしく願いをいたします。

終わりになりますが、議員各位におかれましても、健康に留意され、よりお元気で御活躍されることを祈念いたしまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（力山 彰君） これをもちまして、令和7年第1回府中町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。閉会。

（閉会 午後 1時47分）

上記記録の内容が正確であることを証するため署名する。

府中町議会 議長

議員

議員